

○議 事 日 程（第 1 号）

令和元年12月 6 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 承認第 9 号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 10 号 令和元年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 97 号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第 98 号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 99 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 100 号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 101 号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 102 号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 103 号 関ヶ原町歴史民俗展示施設設置条例の制定について
- 日程第 14 議案第 104 号 関ヶ原町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 105 号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 16 議案第 106 号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 17 議案第 107 号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 108 号 令和元年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 109 号 令和元年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 110 号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 議案第 111 号 令和元年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 4 号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	大野健夫君
教育長	中川敏之君	監理官兼 診療所事務局長	藤田栄博君
総務課長	澤頭義幸君	企画政策課長	西村克郎君
地域振興課長	高木久之郎君	会計管理者 兼税務課長	岩田英明君
住民課長	三宅芳浩君	健康増進課長	徳永英俊君
産業建設課長心得	福安健司君	水道環境課長	吉森明博君
教育課長	兒玉勝宏君	西消防署長	奥地徹也君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	山田勝	書記	中尾浩一
書記	小寺由香		

開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまの出席議員数は8名であります。

ただいまより令和元年第6回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番 楠達男君、8番 吉田仁君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの12日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの12日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（松井正樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和元年8月分から10月分までの出納検査結果報告がありましたので、印刷して配付してあります。これについて御質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 委員会報告

○議長（松井正樹君） 日程第4、委員会報告を行います。

産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 中川武子君。

○産業建設常任委員会委員長（中川武子君） それでは、ただいま議長からの了解を得ましたので、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

それでは、産業建設常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

開催の期日は、令和元年9月20日午後1時33分より、役場委員会室において開催いたしました。

出席委員は、田中副委員長、松井議長、子安委員、楠委員、谷口委員、吉田委員、高木委員、そして私、中川の委員全員の出席でございました。

会議事件説明のための出席者は、西脇町長、大野副町長、吉森水道環境課長、福安産業建設課長心得の4名、職務のための出席者は、山田事務局長、小寺書記で、傍聴者はございませんでした。

それでは、会議結果の趣旨を申し上げます。

南濃衛生施設利用事務組合筑田処分場の埋め立て期間の延長について、平成30年1月以降の組合との協議経過、関係自治会への報告などについて吉森水道環境課長より説明を受け、出席委員より出された質問に適宜適切な回答を得ました。

次に、法定外公共物管理条例の一部改正について、本12月議会への上程を検討中の旨、福安産業建設課長心得より説明を受け、改正の意図、内容について委員からの質問について適宜適切な回答を得て、午後2時47分に閉会しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。なお、報告漏れがございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上です。

○議長（松井正樹君） 続きまして、総務民生常任委員会の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長 谷口輝男君。

○総務民生常任委員会委員長（谷口輝男君） それでは、総務民生常任委員会の報告をさせていただきます。

令和元年10月31日午前9時より、役場委員会室において開催いたしました。

出席委員は8名の委員全員でございました。

会議事件説明のため出席者は、西脇町長、大野副町長、中川教育長、澤頭総務課長、西村企画政策課長、兒玉企画係長、兒玉教育課長、職務のための出席者は、山田事務局長、小寺書記で、傍聴者はございませんでした。

会議結果の趣旨を申し上げます。

西村企画政策課長、兒玉企画係長より、総合戦略の進捗状況について資料に基づき説明を受けました。今後の人口対策等についての意見が委員から出されました。

次に、学校統合に向けた協議の状況について兒玉教育課長より資料に基づき説明を受け、4名の委員よりの質疑に対して適宜回答を得ました。

また、関ヶ原駅へのエレベーター設置について、町長及び西村企画政策課長より県及びJR東海との協議の報告、また台風19号災害への応援職員の派遣等に伴う費用ほかの専決処分につ

いての説明を受け、午前10時58分に閉会いたしました。

以上、総務民生常任委員会の報告とさせていただきます。なお、報告漏れ等がございましたら、他の出席委員から補足説明をお願いいたします。以上です。

○議長（松井正樹君） 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長 楠達男君。

○議会改革特別委員会委員長（楠 達男君） 失礼いたします。

お許しをいただきましたので、議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

去る令和元年10月31日午前11時20分より、役場委員会室において第2回委員会を、また11月25日月曜日午前10時50分より、同じく第3回の委員会を開催いたしました。

両日とも委員7名全員が出席、職務のための出席は、松井議長、山田事務局長、小寺書記で、傍聴者はございませんでした。

会議結果の要旨を申し上げます。

第2回の委員会では議会の活性化に向けた取り組みとして、町内の各種団体との意見交換会、あるいは懇談会の開催について委員の意見を集約し、今年度中の開催に向け準備を始めることといたしました。

また、災害時における議員の行動の指針となる議会災害時行動マニュアルの整備に向け、行政視察先とした京都府伊根町の計画の事前学習を行いました。

さらに、第3回委員会では議員災害時行動マニュアルのたたき台を検討し、整備に向けた4名の専門委員を指名し、内容の具体的な検討に取り組むことといたしました。ちなみに、1月に私と子安副委員長の2名が災害時の議員の役割について2日間の議員向け研修を受講させていただきます。

以上、簡単ですが委員会報告とさせていただきます。報告漏れ等ございましたら、他の委員から補足説明をお願いいたします。以上です。

○議長（松井正樹君） これで委員会報告を終わります。

日程第5 承認第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、承認第9号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、承認第9号について御説明申し上げます。

10月に上陸した台風19号により、災害時相互応援に関する協定を締結している長野県佐久市においても大きな被害を受けられたことで、復旧支援のため職員の派遣を行いましたので、そ

の関係経費51万円と、役場庁舎の東玄関自動ドアが経年劣化により基盤が故障し、作動しなくなる事案が発生しましたので、早急に対応するための修繕料56万1,000円、合わせまして107万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億356万3,000円とする令和元年度町一般会計補正予算（第5号）を専決処分により決めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

それでは、承認第9号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

歳出のほうから御説明を申し上げます。

議案書の5ページをよろしく願いいたします。

総務費、総務管理費、財産管理費の需用費でございますが、庁舎東側出入り口の自動ドアが故障をし、自動開閉ができないというような状態となり、早急に調査を行いましたところ、自動ドアの開閉装置の基盤が経年劣化により故障をしていたものでございました。この自動ドアにつきましては、住民の方などが来庁される際、非常に頻度の高い玄関口でございますので早急に対応する必要がございましたので、修繕費の56万1,000円を補正させていただいたものでございます。

次に、生活安全対策費でございます。

こちらは、先ほど町長からの提案説明にもございましたが、台風19号により、災害時相互応援に関する協定を締結しております長野県佐久市におきましても大きな被害が発生し、10月17日には大野副町長を初め、ほか2名が佐久市に先遣訪問させていただき、佐久市からの支援要請を受け職員の派遣支援を行うことを決定したところでございます。

職員の派遣支援は1組2名といたしまして、第1陣は10月22日から27日の6日間、また第2陣につきましては10月28日から11月1日の5日間の計11日間の派遣を行い、支援活動を実施したところでございます。この職員の派遣支援に伴います時間外勤務手当、旅費、また需用費の関係経費につきまして51万円を補正させていただいたものでございます。

歳入の関係でございますが、財源につきましては全て前年度繰越金としてございます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 佐久市に対する災害支援で、本当に御苦労さまでした。特に長期にわたって2名の方が被災地に行かれて災害対策支援を行ったということで、改めて敬意を表するところであります。

そこで、関連して、どのような支援活動をされたのか具体的にお聞きしたいということと、それから災害は常にそうですけれども、他山の石というか他で起きた災害について、我が町にどのような教訓を得るのかということも、これは支援だけじゃなくて我が身に置きかえて我が町は大丈夫かということが必要かと思えますけれども、佐久市だけではなくて、今回の台風15号以降の全国的な災害を受けて町として考えていることはあるのか、もしあればお聞きしたいと思えます。以上です。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 派遣した職員の佐久市での活動内容、支援の活動内容につきましては、やはり浸水被害がたくさんあったというようなことで、いわゆる災害ごみが指定された場所へ搬入をされてくるということでの受け入れ先での支援でございます。いろいろな災害ごみでございますので、いろいろまとめてトラックで搬入をされてくるわけでございますが、やはり家電は家電、木材は木材というような当然仕分けも必要となっておりますので、そういうことに従事をしたというようなことを聞いております。

また、現地では我が町以外にもたくさんほかのまちからの支援の職員も来ていたということで、協力をし合い活動を行ったという報告を受けております。私からは以上でございます。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 我が町の対応ということでございますが、報告を受けたのは、今総務課長のほうから言ったような内容でございますが、従事した内容からいうと、そういう災害が起きた場合に一気にたくさんのお家庭ごみ等が持ち込まれると、そういった場所の確保、これは考えておかなあかんと。それと、よそのまちもそうですけれども、こういったときに家が流されてしまって応急仮設住宅等の建設も必要だというときに、そういった場所、これをあらかじめできるように通常からある程度確保しておかなきゃいけないということでの指摘は、派遣した職員のほうからも報告をいただきました。

そのほかにも、やはりこういったときにおいて職員の動き、どうするかということにつきましても、やはり日ごろから考えておく必要があるかというふうに痛切に感じたところでございます。我が町としては、まだそういった経験がございませんので、日ごろからそういったシミュレーション等を職員自身やりながら、対応についての動きをどうするかということについては、いま一度確認する必要があるかというふうに思ったところでございます。

ただ、もう一つ、河川の氾濫ということでの対応につきましては、我が町の現状からいうと、そういった堤防というような箇所が少なございますので、そういったところの再確認はするも

の、大きな工事等を伴うものについては、ちょっと考えていかなきゃいけないと思います。

ただ一方で、河川のしゅんせつですね、ほかのまちもそうですけれども、今、河床が上がってきているということで、大水が出たときの受け入れるキャパをちょっとでも確保していく、こういったことが必要だろうということでございますので、そういったことにつきましては今も国のほうに要望しておりますけれども、今後も継続して要望し、国のほうも市町村でもやれるようなことを補助対象にするようなこともちょっと言っているようではありますが、検討していく必要があるというふうに思っているところでございます。

○議長（松井正樹君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第9号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第6、承認第10号 令和元年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第10号について御説明申し上げます。

本年11月に瑞竜地内において、減圧弁の不良による断水や異常な水圧等の給水等が発生し、緊急に減圧弁の分解整備が必要となりましたので、収益的支出に修繕料116万6,000円を追加する令和元年度町水道事業会計補正予算（第3号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 失礼します。

専決第13号の詳細説明をさせていただきます。

令和元年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

収益的支出の水道事業費用、営業費用に116万6,000円を追加し、水道事業費用を2億762万9,000円とするものでございます。

議案の9ページをお願いいたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用、配水及び給水費の修繕費116万6,000円は、瑞竜地区に設置されている減圧弁1基におきまして水圧の圧力の差を感知し、減圧弁の開閉作動をさせるための装置、いわゆるパイロット弁というものでございますが、動作不良が発生したため、11月6日の時点におきまして一時水の供給がなされない状況となり、早期に修繕を行いたく専決処分によりお願いしたいというものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第10号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第97号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第97号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第97号について御説明申し上げます。

岐阜県市町村職員退職手当組合は、平成31年3月末現在、関ヶ原町を含む36の市町村と25の一部事務組合及び3つの広域連合をもって組織する特別地方公共団体であり、構成団体の常勤

の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理しているところでございます。

このたび令和2年3月31日をもって当組合から中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が脱退する申し出に伴い、当組合の組織する数の減少と規約の変更について、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第98号及び日程第9 議案第99号について（提案説明・委員会付託）

○議長（松井正樹君） 日程第8、議案第98号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてと日程第9、議案第99号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、関連しますので一括して上程したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がありませんので、日程第8、議案第98号及び日程第9、議案第99号を一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第98号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてと、議案第99号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、関連がございますので一括して御説明

申し上げます。

地方公務員の臨時・非常勤職員が増加し、地方行政の重要な担い手となっている中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められていることを踏まえ、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から施行されるところでございます。同法により創設された会計年度任用職員の給与及び費用弁償の額、並びにその支給方法については条例で定めなければならないとされていることから、新たに条例を制定するとともに、法施行に伴い関係条例の整備についても条例を制定する必要があるものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、議案第98号及び議案第99号は関連がございますので、順次御説明を申し上げます。

本条例につきましては先ほど提案説明でもございましたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものでございます。

まず、98号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての御説明でございます。

議案書の16ページからよろしく願いをいたします。

第1章では総則、第2章ではフルタイムの会計年度任用職員の給与、第3章でパートタイムの会計年度任用職員の給与、第4章ではパートタイムの会計年度任用職員の費用弁償、第5章、雑則の構成ということとなっております。

第1条におきましては、先ほど御説明いたしました趣旨を定めているところでございます。

第2条ではフルタイム、またパートタイムのそれぞれの会計年度任用職員の定義を定めているものでございます。

第3条におきましては会計年度任用職員の給与について、給料、また通勤手当等の各諸手当を明記し、支払いの方法について定めているものでございます。

次の第4条から第17条につきましては、フルタイムの会計年度任用職員の給与について定めているものでございます。

第4条につきましては、給料表については関ヶ原町職員の給与に関する条例の規定を準用する旨を定めております。この関ヶ原町職員の給与に関する条例につきましては、今後の説明の中においては給与条例というようなことで御説明をさせていただきますので御了承のほうをお願いいたします。

続いて、第5条でございます。第5条につきましては職務の級についてでございます。給与条例の職種ごとに分類するものとして、その分類の基準となるべく、職務の内容は別表に定める等級別基準職務表によるものとしてでございます。この別表の等級別基準職務表につきましては、本条例の最後になりますが、23ページでございますが、そちらの表でございます。

次に、第6条でございます。こちらの号給につきましては任命権者が決定する旨を定めており、第7条の給料の支給、また第8条の通勤手当については、給与条例のそれぞれを準用する旨を定めているものでございます。

第9条の特殊勤務手当では、種類また特殊勤務の額や支払い方法について、関ヶ原町職員の特殊勤務手当に関する条例に定めるところによるという旨を定めております。

第10条の時間外勤務手当と第11条の休日勤務手当、また第12条の夜間勤務手当については、給与条例を準用することとして各規定中の字句について読みかえ規定を設けるものでございます。

第13条では宿日直手当についても給与条例を準用するという旨を定めてございます。

第14条では端数処理の規定をしているものでございます。

第15条では期末手当について規定をしてございます。対象となる会計年度任用職員の支給率を規定しているものでございます。

第16条では勤務1時間当たりの給与の額の算出を規定し、第17条で給与の減額を規定しているものでございます。

続いて、パートタイム会計年度任用職員の関係でございます。こちらは18条から27条となっております。

まず第18条では報酬の額について、月額、日額、時間額として計算方法を規定しているものでございます。

第19条では特殊勤務に係る報酬について、特殊勤務手当条例の例により計算した額を報酬として支給するという規定でございます。

次に、第20条の時間外勤務、また第21条の休日勤務及び第22条の夜間勤務のそれぞれの勤務に係る報酬につきましては、それぞれの支給割合に基づき報酬を支給するという規定でございます。

第23条では報酬の端数処理を規定しているものでございます。

第24条では期末手当の支給要件を規定しているものでございます。

第25条では報酬の支給方法を規定し、第26条では勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について定めているものでございます。

第27条では報酬の減額を規定しているものでございます。

次に、パートタイムの会計年度任用職員の費用弁償についてでございます。

こちらは第28条、第29条で、それぞれ通勤また公務のための旅行に係る費用弁償について規定をしているものでございます。

次に、雑則でございますが、第30条では給与からの控除について給与条例を準用する規定でございませう。

第31条では職務の特殊性等があるなどを町長が認めた場合、この条例の規定にかかわらず任命権者が別に定めるという旨を規定しているものでございませう。

また第32条では規則への委任規定でございませう。

次に、附則でございませうが、施行期日は令和2年4月1日として給与改定の不適用規定も設けているところでございませう。

次に、議案第99号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございませう。全部で12の条例の一部改正となりますので、順次御説明を申し上げます。

議案資料の2ページをよろしくお願ひいたします。

まず第1条改正関係でございませう。

関ヶ原町職員定数条例の一部改正でございませうが、臨時的任用について、常勤勤務に欠員が生じた場合において、緊急のときや臨時の職に関するときの任用は可能ですが、臨時の職に関する場合においては定数の対象とならないため、第2条の適用除外の中に規定を加える改正でございませう。

次に、2条関係の改正でございませう。

こちらは、関ヶ原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございませうが、地方公務員法の一部改正によりまして、同法の第22条の第2項から第7項までが削除をされました。よって、引用している部分について所要の改正を行うものでございませう。

次に、第3条改正の関ヶ原町職員の分限に関する条例の一部改正でございませうが、この休職の効果についてでございませう。

会計年度任用職員にもその効果が及ぶために第4項に追加をし、適用内容について読みかえを規定するものでございませう。

次に、第4条改正の関係でございませう。

関ヶ原町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございませうが、減給の効果につきまして、こちらでも会計年度任用職員もその効果が及ぶため、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額とする改正でございませう。

次に、第5条改正関係でございませう。

関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございませうが、非常勤職員から会計年度任用職員に改めるため、所要の改正を行うものでございませう。

次に、第6条の改正関係でございます。

関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、第7条の第2項において、会計年度任用職員については勤勉手当が支給されないため除外規定を加え、また第9条においては職務復帰後の号給調整は行わない旨を、それぞれ規定を加えておる改正でございます。

次に、第7条の改正関係でございます。

関ヶ原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございますが、第3条におきまして、パートタイムの会計年度任用職員については適用除外とする規定を加える改正でございます。

次に、第8条改正関係でございます。

こちらは関ヶ原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございますが、会計年度任用職員の給料を支給される職員、いわゆるフルタイムの職員において、地方公務員災害補償法に基づきまして追加をする改正でございます。

次に、第9条改正関係でございます。

関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第19条の4において、会計年度任用職員の給料については別の条例で定める規定を加える改正でございます。この別の条例とは、先ほど御説明を申し上げました議案第98号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

次に、第10条関係でございます。

関ヶ原町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正でございますが、第2条でございますが、第2項において会計年度任用職員の給与の種類の規定を加え、第3条では会計年度任用職員の給与の基準を規定するものでございます。改正前の第4条の非常勤職員関係でございますが、会計年度任用職員制度に切りかわりますので、第4条については削除させていただくものでございます。

次に、第11条の改正関係でございます。

こちらは関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の一部改正でございますが、フルタイムの会計年度任用職員が適用する規定を第2条第1号に加えることとあわせまして、第3条第3項中の法令番号は改正した第2条第1項中に明記をしてございますので削除をさせていただく改正でございます。

最後になりますが、第12条改正の関係でございます。

こちらは、関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、第21条で会計年度任用職員の給与の基準を規定する改正でございます。

なお、本条例につきましては令和2年4月1日から施行するものでございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君）　ここで、お諮りいたします。議案第98号及び議案第99号については、関連して改正する条例が多岐にわたるため、総務民生常任委員会に付託して審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は、総務民生常任委員会に付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。この2議案については、総務民生常任委員会に審査を付託することにしたので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

日程第10 議案第100号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君）　日程第10、議案第100号　関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　議案第100号について御説明申し上げます。

令和元年度の人事院勧告を鑑み、議会議員の期末手当の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君）　澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君）　それでは、議案第100号　関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案資料の9ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、議案資料10ページの改正内容をまとめさせていただいた資料でございますので、こちらで御説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、人事院勧告を踏まえまして民間の支給割合に見合うよう、期末手当を年間0.05月引き上げるものでございます。

第1条におきましては、令和元年度の12月期の期末手当を2.175月から2.225月へと0.05月引き上げ、6月期と合わせて年間4.4月の改正をするものでございます。

次に、第2条におきましては、令和2年度4月以降、年間4.4月は変わりませんが、6月期及び12月期ともに2.2月に改正するものでございます。

施行につきましては公布の日からといたし、第2条の規定は令和2年4月1日から、また第1条の規定による改正後の条例の規定は平成31年4月1日からの適用としているものでござい

ます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 人事院勧告に基づいてということなのですが、ちょっとやっぱり議員や特別職職員というところでは、民間とのかかわりについては余り関係がないと私は思うんですが、それこそ今、すごい景気が悪くて町民の方の生活も大変苦しい中で、この人事院勧告をそのまま適用するのはどうかと思うんですけど、その辺のお考えを伺います。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 人事院勧告におきましても必要だという判断でございますが、私なりに考えましても、やはり議員活動におきましても、それなりの活動資金というのは必要だということで、この案を提出させていただいたところでございます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第101号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第101号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第101号について御説明申し上げます。

これは議案第100号と同様に、令和元年度の人事院勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の改正を行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第102号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第102号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第102号について御説明申し上げます。

令和元年度の人事院勧告に鑑み、令和元年度分を平均0.1%引き上げる一般職員の給料表の改正及び期末・勤勉手当、並びに住居手当の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、議案第102号について御説明を申し上げます。

議案資料の12ページをよろしくお願ひいたします。

こちらにつきましては、今回の改正内容をまとめさせていただいた資料でございますので、こちらをもって御説明申し上げます。

なお、13ページから33ページにつきましては、詳細な改正資料でございますので説明のほうは省略をさせていただきます。

今回の改正は、提案説明にもございましたが、人事院勧告を踏まえた改正となっております。

第1条関係の給料改定の関係でございますが、こちらは民間の初任給との格差があることを踏まえ、大卒程度の初任給を1,500円引き上げ、また30歳半ばまでの職員が在職する号給について平均で約0.1%引き上げるといふ人事院勧告を踏まえ、給料表を改正するものでございます。こちらについては平成31年4月1日の遡及適用をするものでございます。

次に、期末・勤勉手当等の関係でございます。

こちらにつきましても民間の支給割合に見合うよう年間0.05月分を引き上げ、年間で4.5月とし、勤勉手当に配分するものでございます。

第1条関係の②の表をお願いいたします。

現行の勤勉手当の12月期0.925月を0.975月へ改正をし、年間で4.45月から4.5月へ改正をするものでございます。

なお、表中の括弧書きにつきましては特定幹部職員で、年間0.05月引き上げる同様の改正となっております。

次に、第2条関係でございます。

まず住宅手当でございますが、民間の状況を踏まえた人事院勧告を鑑み、手当の下限を4,000円引き上げ1万6,000円と改正するとともに、手当の上限を1,000円引き上げ2万8,000円に改正するものでございます。

次に、②の勤勉手当の関係でございますが、年間1.9月は変わりませんが、先ほど第1条で

引き上げた支給割合を、令和2年4月以降におきましては6月期、12月期ともに0.95月へ配分を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日からとし、第2条の規定につきましては令和2年4月1日施行とし、第1条の規定による改正後の条例の規定は平成31年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第103号について（提案説明・委員会付託）

○議長（松井正樹君） 日程第13、議案第103号 関ヶ原町歴史民俗展示施設設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第103号について御説明申し上げます。

現在の関ヶ原町歴史民俗資料館は、来年7月にオープン予定の岐阜関ヶ原古戦場記念館の機能を補完するとともに、関ヶ原町の郷土・歴史を大切に、教育的視点・体験的要素を重視した施設へリニューアルすることから施設の位置づけや機能が大きく変わるため、新たに条例を整備するものでございます。

なお現在、歴史民俗資料館は、リニューアル工事により12月1日から休館となっておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

細部につきましては地域振興課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 議案第103号、関ヶ原町歴史民俗展示施設設置条例の詳細説明をさせていただきます。

関ヶ原町歴史民俗資料館は、岐阜関ヶ原古戦場記念館とともに関ヶ原町の郷土・歴史を大切に、教育的視点・体験的要素を重視した施設へリニューアルします。施設の位置づけや機能が大きく変わることから現行の関ヶ原町歴史民俗資料館設置条例を廃止し、新たに関ヶ原町歴史民俗展示施設設置条例を制定するものです。

2条、名称についてですが、歴史民俗資料館は、1階がガイダンス、2階が郷土資料展示と大きく機能が変わり、学習的要素が強くなることから「歴史民俗学習館」に名称を変更します。

また、現行では関ヶ原町歴史民俗資料館の中に歴史民俗資料館と不破関資料館が位置づけられており、非常にわかりにくい構成となっており、そのため、今回は歴史民俗展示施設設置条例として、その中に2館、歴史民俗学習館及び不破関資料館を位置づけました。

3条では行う事業を規定しております。

5条、入館料についてですが、歴史民俗学習館は、主要な機能がガイダンス機能となることから入館料を無料とします。また、不破関資料館については、郷土についての理解を深め、ふるさとを愛する心を育む観点から中学生までを無料とし、より訪れてもらいやすい環境を整えるものです。

6条、特別利用料ですが、現在、写真原版使用については2,000円の特別利用料を徴収しています。近年、商用での申請利用が多く、現行の2,000円から3,000円に変更します。また、特に町指定文化財、関ヶ原合戦図屏風については、より高解像度のデータを求められる案件もあり、これらは主に商用利用であるため、使用料を1万円とするものです。

7条から10条については多目的の利用について規定しております。学習館1階の多目的室については、教育旅行、イベント等がない際、有料の会議室として貸し出すことから使用料について規定しております。

なお、施行日については規則にさせていただきます。以上でございます。

○議長（松井正樹君）　ここで、お諮りします。本案については、新規条例制定のため総務民生常任委員会に付託して審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は、総務民生常任委員会に付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。本案については、総務民生常任委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

日程第14 議案第104号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君）　日程第14、議案第104号　関ヶ原町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　議案第104号について御説明申し上げます。

里道や水路を初めとする法定外公共物は、その多くが地域住民の日常生活に密着した道路・

水路として共同で利用されてきており、一種の共有財産としての性格を有するもので、過去には国有財産でございましたが、平成12年、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が施行され、国有財産特別措置法の一部改正により平成16年度末までに市町村へ贈与され、現在は市町村の財産となっております。財産管理については町が行っており、機能管理については地域住民や利害関係者をお願いをしているのが現状でございますが、今後において適切な管理や機能維持を図るため、町と住民との責務について明記いたしたく、改正するものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長心得（福安健司君） 議案第104号 関ヶ原町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案資料の34ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、先ほど町長から提案説明がございましたとおりですが、里道や水路を初めとする法定外公共物について、現行の条例では管理の責務に対する記載がありませんでしたので、新たに町の責務に合わせまして里道・水路等の利用者の多くが地域住民に限定されていることから、利用者としてのかかわり方を明確にするため町民の責務について追加し、改正するものです。

改正内容につきましては、第1条で法定外公共物の保全及び適正な利用による公共の福祉の増進への寄与という文言の追加、第3条で町の責務、第4条で町民の責務を追加させていただいております。

なお、第3条以降につきましては、条ずれにより改正となっております。

なお、施行日は令和2年1月1日とさせていただきたいと考えております。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で10時25分まで。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時26分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15 議案第105号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第15、議案第105号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第105号について御説明申し上げます。

給与改定に伴う人件費の増額により、公共下水道事業特別会計への繰入金の額を2億3,408万7,000円から2億3,411万2,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第106号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第16、議案106号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第106号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、給与改定に伴う人件費関係の増、ふるさと納税関連事務経費361万6,000円、福祉医療助成金444万3,000円、有害鳥獣捕獲事業の実施期間延長に伴う関係経費359万5,000円、建築物耐震診断事業費補助金525万6,000円など、2,986万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億3,342万6,000円とする令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はしませんので、歳出から順次説明願います。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第106号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

議案書の65ページ、歳出から御説明を申し上げますので、65ページをお願いいたします。

職員の給料、職員の手当等におきましては、人事院勧告を踏まえた補正でございます。

また、臨時職員の賃金につきましては、岐阜県の最低賃金において本年10月から時間額が引き上げられた改正に伴い、本町におきましても改正後の時間額を下回る額について見直しをさ

せていただきましたので、不足見込み分を補正させていただくものでございますので、職員の給料、職員手当等、また見直しに伴う賃金につきましては御説明のほうを省略させていただきますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○企画政策課長（西村克郎君） 失礼します。

同じく65ページの総務費、総務管理費、財政管理費、委託料の総合行政情報システム改修業務委託料14万9,000円につきましては、会計年度任用職員制度に対応するための財務会計システムの改修に要する経費でございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 次の財産管理費でございます。

こちらにつきましては、本年8月の議会臨時会におきまして、町道玉六反田線においての舗装剥離により車両のタイヤ破損に伴う損害賠償の額の決定の専決処分を御承認いただいたところですが、その賠償保険金の入金を受けましたので、財源の組み替えをさせていただくものでございます。

○企画政策課長（西村克郎君） 同じく65ページの企画費でございます。

役務費の通信運搬費5万1,000円、手数料3万5,000円、また委託料の321万3,000円、使用料及び賃借料の31万7,000円につきましては、ふるさと納税のサイトをふやし、また返礼品を拡充されたことによりまして、当初予算から700万円の寄附金の増を見込ませていただきました。それに伴う返礼品、申し込みサイトの委託料、サービスの利用料等の事務経費が不足するため補正をお願いするものでございます。

続きまして、財政調整基金費、積立金のふるさと応援基金700万円につきましては、ふるさと納税の寄附金の今回補正分700万円を基金に積み立てるものでございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、同じく65ページの生活安全対策費でございます。

こちらの需用費、修繕料でございますが、現在町が管理しております街路灯におきまして、経年劣化による修繕が増加をしているところでございます。順次修繕をかけておりますが、不足分と見込み分の修繕料44万円と、交通安全施設のいわゆるカーブミラーでございます。1基が腐食により危険であるということが確認されましたので、早急に対応させていただくための修繕料13万8,000円、合わせまして57万8,000円を修繕料として補正させていただくものでございます。

続きまして、自治振興費でございます。

こちらの負担金補助及び交付金でございますが、藤下自治会におかれまして、集会施設が経年劣化により床の傷みがひどいということで全面修繕をされる予定でございます。したがって、関ヶ原町集会施設設置事業補助金交付条例に基づきまして、対象事業費の10分の3に当たります18万1,000円を補正させていただくものでございます。

○住民課長（三宅芳浩君） 続きまして、66ページをよろしくお願いたします。

総務費の戸籍住民基本台帳費、職員手当の時間外勤務手当でございます。これにつきましては、国よりマイナンバーカードの取得促進に向けた取り組みが進められておりまして、各市町村に対しましても取得者の増加に向けた取り組みが求められております。

また、今年度は国による取得促進策の一環としまして公務員に向けてマイナンバーカードの取得依頼がされていることもございまして、今後、マイナンバーカード交付に係る事務量が増加することが予想されますので、その事務量の増加に対応するため増額補正をさせていただくものでございます。

なお、この金額につきましては、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象となりますので、支出額に対しまして10分の10の国庫補助金が交付されます。

続きまして、民生費でございます。

社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金でございますが、国民健康保険特別会計の補正に伴います増減額分でございます。なお、保険基盤安定分につきましては4分の3の県負担金が交付されます。

次の福祉医療費の扶助費でございます。

乳幼児等医療費助成金及び重度心身障害者医療費助成金につきましては、現在の支出状況を見ますと、今後、当初予算額に不足を生じる可能性が出てまいりましたので、不足見込み額としまして乳幼児等医療費助成金につきまして167万円、重度心身障害者医療費助成金につきまして277万3,000円の合計444万3,000円を増額補正させていただくものでございます。

なお、乳幼児等医療費助成金の小学校就学前年齢分及び重度心身障害者医療費助成金につきましては、2分の1の県補助金が交付される予定でございます。

続きまして、国民年金事務費の委託料でございます。

年金関係の手続における情報連携の運用に向けまして、免除申請様式に個人番号を記載する欄を設ける必要が出てまいりましたので、様式の変更に伴いますシステム改修が必要でございますので委託料9万9,000円を補正するものでございます。

なお、この支出額につきましても国民年金事務取扱金において全額が交付される予定でございます。

次の介護保険事業費の繰出金でございますが、これも介護保険特別会計の補正に伴います費負担分の増額分でございます。

次に、67ページでございます。

児童福祉費、児童福祉総務費でございますが、共済費の臨時職員社会保険料及び賃金の臨時職員賃金でございます。

今年度の保育需要に対応するため、2名の臨時職員を今年度採用しております。今後の支出予定額に対しまして不足見込み額分を増額補正させていただくものでございます。社会保険料

が46万2,000円、賃金が240万8,000円でございます。

同じく児童福祉総務費の償還金利子及び割引料でございますが、平成30年度施設型給付費に対します国庫交付金及び県費負担金の精算におきまして返還金が発生いたしましたので、合計で8万8,000円を補正させていただくものでございます。

○産業建設課長心得（福安健司君）　続きまして、68ページをお願いいたします。

農林水産業費、林業費、林業振興費の賃金180万2,000円につきましては、有害鳥獣捕獲事業に係る賃金でございます。例年、狩猟期間の11月から3月までの期間につきましては狩猟者との接触を控えるため、一部地域を除きまして、この本事業、有害鳥獣捕獲事業は実施しておりませんが、昨年度より発生しておりますイノシシによる豚コレラウイルスの拡散を防止するため、今年度につきましては県全域で狩猟が実施されないこととなり、町として有害鳥獣捕獲事業を継続することとなったため、補正をお願いするものでございます。

同じく報償費149万3,000円、消耗品費30万円につきましても、事業継続により捕獲頭数の増が見込まれることから補正をお願いするものでございます。

○地域振興課長（高木久之郎君）　商工費、商工業振興費、起業支援補助金8万1,000円、関ヶ原町起業支援補助金交付要綱に基づき、陣場野地内に起業された喫茶店に対し、開設経費と賃貸経費を補助する不足額を補正するものです。

観光費、古戦場春イベント委託料50万円、東京2020オリンピック聖火リレーが天下分け目の戦いの舞台である関ヶ原古戦場を走るに当たり、関ヶ原ならではの聖火リレーと関連したイベントを開催するものです。委託料50万円の補正と合わせて、60ページにある債務負担行為400万円を上限として設定するものです。

○産業建設課長心得（福安健司君）　69ページをお願いいたします。

土木費、都市計画費、都市計画総務費の負担金補助及び交付金207万6,000円につきましては、緊急輸送道路である国道21号沿いの沿道建築物3件の耐震診断に対する助成525万6,000円及び、この耐震診断の結果に基づいた該当建築物の改修に対する助成318万円の減でございます。本件につきましては、6月議会定例会で補正をお認めいただきました緊急輸送道路である国道21号沿いの沿道建築物3件に加えまして、新たに3件の耐震診断に対する助成でございます。

また、318万円の減につきましては、同様に6月議会定例会でお認めいただきました耐震診断の結果に基づく改修事業1件分に対する補助金ですが、こちらは改修に向けた詳細設計の段階におきまして耐震診断箇所以外の部材において著しい劣化が発見され、改修計画を根本から見直す必要が生じたため、今回は事業を見送ることとなったことからの減額でございます。補助率につきましては、耐震診断が事業費630万5,000円のうち6分の1の104万9,000円につきましては時限的な措置で、国から直接対象者のほうへ支払われますので、補正予算といたしましては、これを除いた6分の5の525万6,000円の費用に対して、国が3分の1、県と町がそれぞれ

れ4分の1でございます。

また、繰出金の2万5,000円につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 同じく69ページが一番下段になります教育費、小学校費、学校管理費の需用費、修繕料の20万円及び、70ページの中学校費の修繕料20万円につきましては、現在、小学校におきましてプリンターの修理や油水分離槽の修理、関中におきましては換気扇の修理などの予定がございますが、当初予算で計上いたしておりました一般修繕費の予算残額がなくなる見込みでございますので、追加させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○地域振興課長（高木久之郎君） 社会教育総務費、伐採業務委託料34万6,000円ですが、島津義弘陣跡内にある桜の木の腐朽が進んでおり、大変危険な状態であるため伐採するものです。

○企画政策課長（西村克郎君） それでは、引き続き歳入の御説明をさせていただきます。

63ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務費補助金の個人番号カード交付事務費補助金10万8,000円につきましては、マイナンバーカード交付事務に伴う10分の10の補助でございます。

土木費国庫補助金、都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金の51万円につきましては、歳出で説明のありました建築物耐震診断事業費補助金の525万6,000円の増に対する補助金210万円と耐震改修事業費補助金の318万円の減に対する159万円の減によるものでございます。

委託金、民生費委託金、社会福祉費委託金の国民年金事務取扱委託金9万9,000円につきましては、国民年金免除申請様式の見直しに係る総合行政情報システムの改修経費に対する10分の10の委託金でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金195万5,000円につきましては、基盤安定繰出金の確定に伴うものでございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。

県補助金、民生費県補助金、福祉医療費補助金の福祉医療費助成事業補助金（重度心身障害者）138万6,000円、（乳幼児等）43万6,000円につきましては、重度心身障害者・乳幼児県単分のそれぞれ2分の1の補助でございます。

土木費県補助金、都市計画費補助金の建築物耐震化促進事業費補助金78万1,000円につきましては、国庫補助と同様に建築物耐震診断事業費補助金の157万6,000円の増と耐震改修事業費補助金の79万5,000円の減によるものでございます。

寄附金、一般寄附金700万円につきましては、ふるさと納税のサイトをふやし返礼品の拡充をしたことによりまして、当初予算から700万円のふるさと納税の増を見込むものでございま

す。

繰越金でございますが、前年度繰越金1,756万9,000円を充当させていただきます。

諸収入、雑収入、雑入の全国総合賠償補償保険金1万9,000円につきましては、本年7月20日に戦国ロードで発生した車両の損害賠償に対する保険金でございます。

60ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正でございます。

歳出の商工費でも説明がありました古戦場春イベント委託料につきまして、400万円を限度額としまして令和2年度まで設定をさせていただくものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 66ページの戸籍住民基本台帳費で職員の時間外手当とか計上されておりますが、今説明がありましたマイナンバーカード、これを公務員も取得せよというような話があったんですが、これは強制でしょうか。

また、国に対して何か、取得率とか報告を上げろとかという指示はあるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） マイナンバーの先ほど公務員は取得という話ですけれども、これは決して強制ではございません。国が推奨しているということです。

あと、国に上がるかどうかはわかりませんが、取得率の調査というものがございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 取得率というのは全体の取得率であって、公務員の取得率というわけではないということですね。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 本庁職員の取得率でございます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 68ページの商工費で、春イベントの関係で、もう少し詳しく聞きたいんですけども、50万円の補正ですが、先ほどの提案説明の中で来年のオリンピックの聖火リレーなどのイベントということですが、どういうことをされるのか。というのは、これは現年度ですが、今の年度の補正で50万円で、当然来年のオリンピックが次年度になるわけで、当然その時点でも新たなイベントとか、特に関ヶ原町に聖火リレーが来るということでもいろいろ考えてみえると思いますが、現年度のこの50万円の聖火リレーにかかわる内容について教えていただきたいということと、これは聖火リレーというのは、もともとこのオリンピックというのが国というか関ヶ原町だけで決められる話ではないんで、そうすると、国なり県からの補助なりがあるのかどうかということについても質問したいと思います。

それからあわせて、来年の4月5日以降になるのかな、オリンピックにかかわるイベントが計画されているのかどうか。関ヶ原町では聖火リレーが走りますよというのはあるんだけど、それ以外にオリンピック関係で関ヶ原町が行うイベントが計画があるのかどうか、なければないでもいいんですけども、もしあった場合には、それは国なり県の補助が当然あると思いますけれども、そのことについても質問いたします。以上です。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） まず聖火リレーそのものについては実行委員会の実施となりますので、町の負担は発生しないという形の枠組みの中で、それ以外、聖火リレーだけではなくて町として盛り上げたいということから今回補正をさせていただくものです。

それで、当然4月5日に実施したいというふうに思っておりますが、イベント自体の経費は来年度、債務負担行為の中でしますが、準備経費、とりわけチラシなどの経費や告知する経費、あと企画費等、発生する経費について今年度内に処理し、全体で行っていくという形をとります。

また、オリンピックに関連するイベントについては、この日以降は今のところないというふうに思っております。これに関して、あくまでもミニセレブレーションなど町独自で行うものに関して補助はないですが、一方で、このイベントに関しては国からや県からいろいろ言われることはない。聖火リレーについてはいろいろ言われますが、町から余り発言はできないんですけど、こちらという形です。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今、課長が申しあげましたけれども、いわゆるリレーだけでいえば国のほうの実行委員会のほうで全部持ってくれるんですけど、それだけでは盛り上がりません。やっぱり沿道に住民の方とか、こういった人をたくさん来ていただいて、それによって盛り上げたいということで、何がしかのイベント的なものを作って、それで集客もやりながらということで、イベントを同時に開催させてもらったかどうかということで経費を上げさせていただいたとい

うことをございますので、どの経費、イベント内容については今検討中をございますけれども、そこら辺の人件費、また設備、運営費、こういったものを400万円で上げさせていただきたいということをございます。

○議長（松井正樹君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 済みません、人件費のことで説明はないんですけど、人事院勧告でプラス部分ってどのぐらいあったのかということと、これなんか見ると全体的に人件費の補正、勤勉手当の関係が上がったはずだけど、余り上がってないのでどのぐらいかなというのがちょっと疑問に思ったのと、それから寄附金の700万円ですけど、入りの予定があるということで、見込みがあるということで上がっているんだと思うんですけど、あるんですかどうか。余りにも800万円から700万円プラスということで、そこも800万円まで入ってないと思うんですけど今、それで700万円上がるかどうか、ちょっと不思議に思ったもんで。

○議長（松井正樹君） 西村企画政策課長。

○企画政策課長（西村克郎君） 失礼します。ふるさと納税寄附金700万円の補正の件でございますが、現在のところ11月末現在におきまして、平成30年度の11月末が304万1,000円でした。今年度は、11月末で776万円となっております。また、直近の状況としまして、昨日現在では今年度921万5,000円の寄附金がございまして、当初予算の800万円はもう超えている状況でございます。昨年のペースと比較しまして2倍以上のペースで寄附金をいただいておりますので、1,500万円ということで上げさせていただいておりますが、できたらもう少し望めたら行きたいとは思っていますが、とりあえずは700万円の補正ということで今回お願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 済みません、人勸に伴う増額の関係と、今回の補正の金額とのということでございますが、現在、細かい手持ちの資料がございませので、また後ほど答えさせていただきますと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） それでは、後から報告ということで、よろしく願いいたします。
ほかに。

〔挙手する者あり〕

1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） 済みません、単純なことですけど、オリンピックの聖火リレー、4月5日ですね、天候等、悪いときもありますので、その辺の対策等は大丈夫でしょうか。それだけでございます。雪が降ったりとはないとは思いますが、以上です。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 聖火リレーが教育委員会のほうでやっておりますので私のほうから回答させていただきますが、聖火リレーにつきましては天候が悪くても、そのまま実行させていただきます。

また、イベントにつきましては今のところトークショー的なものも予定しているんですが、そういうものについてはふれあいセンターの大ホールなり、そういったところに移動ということになるということで、雨天時も実行するというように計画しております。よろしくお願ひします。

○議長（松井正樹君） よろしいですね。

ということで、これで質疑を終わります。

日程第17 議案第107号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第17、議案第107号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第107号について御説明申し上げます。

給与改定に伴う人件費及び制度改正に伴うシステム改修委託料や医療費の上昇による療養費の不足見込み分など246万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,446万9,000円とする令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を定めたので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第107号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

歳出の77ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず人件費につきましては、先ほどの一般会計と同じ内容でございます。

その次でございます総務費の総務管理費、一般管理費の委託料60万4,000円でございます。

これにつきましては、今回2つのシステム改修が必要となりました。1つが資格管理情報のオンライン化に向けたもので、個人を識別するために現在の保険証の番号に2桁の枝番を追加するというように国のほうで決めております。これに対応するというように、システム内の枝番採番及び管理が行えるようにするためのシステム改修で、この委託料が54万5,000円でございます。

また、もう一つが国において新たな在留資格の創設による外国人材の受け入れの取り組みが進められておりまして、この取り組みに当たりまして外国人被保険者の在留資格を管理する必要が出てまいりましたので、そのためのシステム改修でございます。この委託料が5万9,000円でございます。合計60万4,000円を補正させていただくものでございます。

なお、これらのシステム改修は今年度内に終了することが必要とされておりますので今回補正を上げさせていただいておりますが、これにつきましては国によりまして補助金が予定をされておりますが、現在、詳細については出ておりません。今後通知されるということになっておりますので、今回の補正では財源としまして事務費繰入金による対応とさせていただきまして、3月議会におきまして財源の組み替えをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次の保険給付費の療養諸費、一般被保険者療養費でございます。これにつきましては、保険者間調整によりまして支出が発生するなどもしまして予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、不足見込み額の150万円を増額補正させていただくものでございます。財源につきましては、広域化によりまして県費により賄われることとなっております。

続きまして、諸支出金の償還金及び還付加算金、償還金でございますが、平成30年度の特定健診に係ります保険給付費等交付金の精算におきまして返還金が発生いたしましたので、32万円を補正させていただくものでございます。

続きまして、75ページの歳入をよろしくお願いいたします。

まず国民健康保険料の一般被保険者国民健康保険料でございます。今回、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額が確定いたしまして、この補正で予算額の差額分を計上しておりますが、どちらの繰入金につきましても被保険者の所得や年齢による保険料の減少に対応するため一般会計から繰り入れをするものでございます。よって、保険基盤安定繰入金の収入増加分と財政安定化支援事業繰入金の収入減額分の差額分として、今回繰入金が増額します173万1,000円につきまして、現年度の保険料予算額から減額をするものでございます。

次の県支出金の県補助金、保険給付費等交付金につきましては、先ほどございました歳出補正で計上しております一般被保険者療養費の補正額150万円に対しまして、県がその金額分を負担いたしますので増額補正をさせていただくものでございます。

繰入金の他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきましては、本年度の県の算出額に基づきまして予算不足分260万8,000円を増額補正させていただくものでございます。

次の財政安定化支援事業繰入金につきましても、県において算定されました金額414万7,000円と当初予算額502万4,000円の差額であります87万7,000円を減額するものでございます。職員給与費等繰入金につきましては、一般管理費に係る補正分の64万円を増額するものでございます。

次に、76ページでございます。

繰越金のその他繰越金でございますが、平成30年度交付金の精算によります返還金の発生に伴いまして、その財源としまして32万円を増額補正させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で11時15分まで。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時16分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 先ほどの人事院勧告に伴う給料の純粋な増と今回の補正額ということでございますが、まず補正額は各会計ごとにばらばらに上がっておるわけですが、全部で職員関係で約70万円強、今回は補正させてもらっておるんです。それで、今回の改定率が0.1ということで、全職員全体で見ても50万円ぐらいということ。ちょっと細かい数字は申しわけございませんが今出せませんけれども、ということだと勤勉0.05月分で約200万円ぐらいということです。

それで、今回の6月の議会の補正のときに、人事異動に伴って給料のほうの増額、不足見込み、あとまた減、増減させていただいた記憶があるんですが、勤勉手当については12月の賞与もございますので、人事異動に伴う動きを余りやってなかったもので、今回、各会計ごとに不足するものを今回補正させていただいたということで、今ざっと見た感じ、そんな感じなんです。最終的には3月は精算させていただくんですけれども、そんなようなことで、額としてはそういう数字ということで御理解をいただきたいと思います。

日程第18 議案第108号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第18、議案第108号 令和元年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第108号について御説明申し上げます。

給与改定に伴う人件費や介護予防サービス給付費、また介護予防住宅改修費の増額で341万

1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,163万5,000円とする令和元年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第108号 令和元年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳出の85ページをよろしく願いいたします。

まず保険給付費の介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費でございます。これにつきましては、今年度、今まで利用がございました特定施設入居者生活介護というものとか、それから今までもありましたが訪問看護、福祉用具貸与などの利用が伸びておりますので、予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、不足見込み額300万円を増額補正させていただくものでございます。

次の介護予防住宅改修費でございますが、本年度、要支援認定者の住宅改修申請が次から次へと出ておまして非常に増加しております。そのため予算に不足が生じる見込みとなりましたので、40万円を増額補正させていただきます。

その他につきましては人件費関係の不足分の補正でございます。

歳入でございます。

82ページから84ページでございますが、歳入につきましては、介護保険につきましては、それぞれ保険給付費、地域支援事業費におきまして、それぞれの負担割合というものが決まっておりますので、その負担割合におきまして、それぞれ歳出部分を項目で増額補正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第109号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第19、議案第109号 令和元年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第109号について御説明申し上げます。

給与改定に伴う人件費関係2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,212万5,000円とする令和元年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を定めたので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第110号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第20、議案第110号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第110号について御説明申し上げます。

給与改定に伴う人件費関係2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,240万2,000円とする令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第111号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第21、議案第111号 令和元年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第111号について御説明申し上げます。

収益的支出に給与改定に伴う人件費関係8万5,000円、修繕費の不足分334万2,000円、受託工事費176万円を追加する令和元年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第4号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 失礼します。議案第111号について詳細説明をさせていただきます。

議案の97ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明させていただきます。

支出としまして水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費、修繕費134万2,000円でございます。内訳として3件の設備故障により修繕が必要となったため、追加補正させていただくものでございます。

1件目としまして、平井浄水場前次垂注入ポンプの取りかえ30万8,000円でございます。こちらは、薬液注入ポンプ2基中、1基においてストローグダイヤルの故障によりお願いするものでございます。

2件目は、平井浄水場監視テレメーター盤修繕80万円です。こちらは取水水位、また取水ポンプの運転状況等を監視するテレメーター盤面装置のタッチディスプレイにおきまして、画面の表示がなされていないため、これも修繕をお願いするものでございます。

3件目は、平井4号急速ろ過機原水流入弁取りかえ工事23万4,000円です。こちらは、平井4号急速ろ過機におきまして、浄水地への送水量調整するための電動弁のふぐあいにより浄水地への流入量調整に支障を来しておりまして、早期に取りかえを実施いたしたく、お願いするものでございます。

次に、下の配水及び給水費、修繕費200万円は、通常修繕費の不足に伴い、また今後の漏水等の修繕の対応分として、新たに200万円を追加させていただくものでございます。

次に受託工事費、請負工事費の176万円でございます。これは、野上地内におけますそば処幸山の新店舗新築工事によるものでございます。

次に、総係費、手当、勤勉手当7万3,000円と法定福利費、職員共済組合負担金1万2,000円は、給与改定により増額補正させていただくものでございます。

次に、収入について御説明させていただきます。

水道事業収益、営業収益、受託工事収益、給水工事負担金176万円は、先ほどの新店舗新築工事によりましての給水工事負担金となっております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日7日から16日までの10日間は議案精読のため休会といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日7日から16日までの10日間は休会とすることに決しまし
た。

来る12月17日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。
なお、一般質問の締め切りは12月10日火曜日の午後5時までとなっておりますので、質問の
ある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時27分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 楠 達 男

会議録署名議員 吉 田 仁